

広報

こだま

2015

Vol.21

【栗田病院 広報誌】

栗田病院では、改正労働安全衛生法における
ストレスチェックの実施をサポートします。

フォーカス くりた人

訪問看護 作業療法士 高橋功樹

広報散歩

相談支援事業所くりの木



有朋会・理念 ～私達の求める姿～

私たちの使命は、患者様、利用者様、ご家族様、地域連携機関、地域住民、有朋会職員と
いったあらゆる方々の「ところ」に、温かな（ホットな）灯りをともし、笑顔を増やし続ける
ことです。その使命を果たすことで、以下3つの姿を実現します。

1. 医療・介護・福祉を統合した高品質のサービスを設計・開発し提供し続けている。
2. スタッフみなが有朋会の一員であることに胸を張っており、患者様、利用者様、ご家族様に
質の高いサービスを提供している。
3. 働きたい・学びたいと希望する方が絶えることなく集まってくる。



医療法人社団 有朋会

栗田病院

〒311-0117 茨城県那珂市豊喰505

TEL: 029-298-0175 Mail: yuhokai@yuhokai-kuritah.com

<http://www.yuhokai-kuritah.com/>

栗田病院では、改正労働安全衛生法における ストレスチェックの実施をサポートします。

平成27年12月より改正労働安全衛生法が施行され、ストレスチェック制度が開始となります。当院では平成27年7月より企業メンタルヘルスサポートシステムズ（以下CMHS）を立ち上げました。CMHSでは、企業様・事業所様のストレスチェックの実施から、メンタルヘルス対策の構築・運用をサポートいたします。

ストレスチェック制度とは？

平成27年12月1日より改正労働安全衛生法が施行されます。その際に導入されるのがストレスチェック制度です。常時雇用する従業員が50名以上の事業所は、年に1回従業員に対してストレスチェックを実施しなければなりません。

ストレスチェック制度はメンタルヘルスケアにおける1次予防*を目的としています。つまり、従業員の方が自身のストレス状況を把握し、メンタルヘルス不全に陥る前に自分自身をケア（セルフケア）できる様になる事が目的です。

※メンタルヘルスに関する予防対策は以下の3水準に分けられます。

- 1次予防：メンタルヘルス不全の発生を未然に予防する取り組み
 - 2次予防：メンタルヘルス不全に早期対処し重症化を予防する取り組み
 - 3次予防：メンタルヘルス不全の再発や慢性化を予防する取り組み
- メンタルヘルス対策を進める上で3水準の予防を抑える事が大切です。

ストレスチェックの進め方は？

ストレスチェックの進め方については厚生労働省より指針が出されています（図1）。衛生委員会での

審議を経た上で事業所方針を明確にし、結果の通知方法や高ストレス者へのフォロー体制までを構築する必要があります。また、労働者に対しての不利益取り扱いの防止事項が定められており、人事権を有する者が許可なくストレスチェックの個人データを閲覧する事を禁じています。

ストレスチェックを実施するメリットは？

ストレスチェックには費用も時間もかかります。しかし、正しくストレスチェックを実施する事は、従業員の方々にはもちろんのこと、企業の皆様にも大きなメリットがあります。

①従業員の安心感につながり、満足度が高まる。ストレスチェックをしっかりと行う事は、従業員の方々の安心感につながります。厚生省が明示している通り、ストレスチェックの第1の目的は従業員のセルフケアの向上です。企業側から、従業員1人ひとりが自身のケアを十分に出来る体制を作ってくれるという事は安心感につながりますし、それはそのまま従業員満足度の向上とリンクします。

従業員満足度は業務に対するモチベーションと関係していますし、企業全体の生産性の向上にも結び付きます。ストレスチェックをきっかけとし、企業・従業員の双方にとって望ましい環境を作っていく事が可能です。

②職場環境等の改善活動の活性化につながる。ストレスチェックの結果を用い、組織分析を行う事が出来ます。組織分析を行う事で、それまで現場の肌感覚としてしかとらえられていなかった現象を客観的なデータとして認識する事が可能となります。また、データとして視える化させることで初めて認識できるリスクもあります。データ化が出来れば、組織内でもより論理的にディスカッ

ションを行うことが可能になりますし、課題が視える化されている分、そこに対しての対策も立てやすくなります。組織分析は今回のストレスチェック制度では努力義務に留まっていますが、せっかくコストをかけるのであれば組織分析まで行い、ストレスチェックの結果を最大限に有効活用する事をお勧めします。

CMHSのストレスチェック

CMHSが実施するストレスチェックは、改正労働安全衛生法に完全準拠したサービスとなっています。そして、こちらの専門医療機関のノウハウを活かし、ストレスチェック後のフォローサービスも提供できます。さらに、web版ストレスチェックもご用意しておりますので、インターネットを利用した低コストで実施しやすい体制での提供も可能です。

CMHSが提供するメンタルヘルスサービス

CMHSではストレスチェックを中心としながらも、企業様・事業所様のメンタルヘルス対策の構築・運用をサポートさせていただくサービスメニューもご用意しております。

- ①職員研修への講師派遣
臨床心理士等の専門職を講師として派遣し、ストレスマネジメント、傾聴技法等のメンタルヘルスに関する職員研修を行います。
- ②カウンセリング委託業務
外部相談機関として、従業員の皆様へのカウンセリングサービスを提供します。
- ③メンタルヘルス対策に関する相談
企業様・事業所様のメンタルヘルス対策を進める上でのご相談をお受けします。

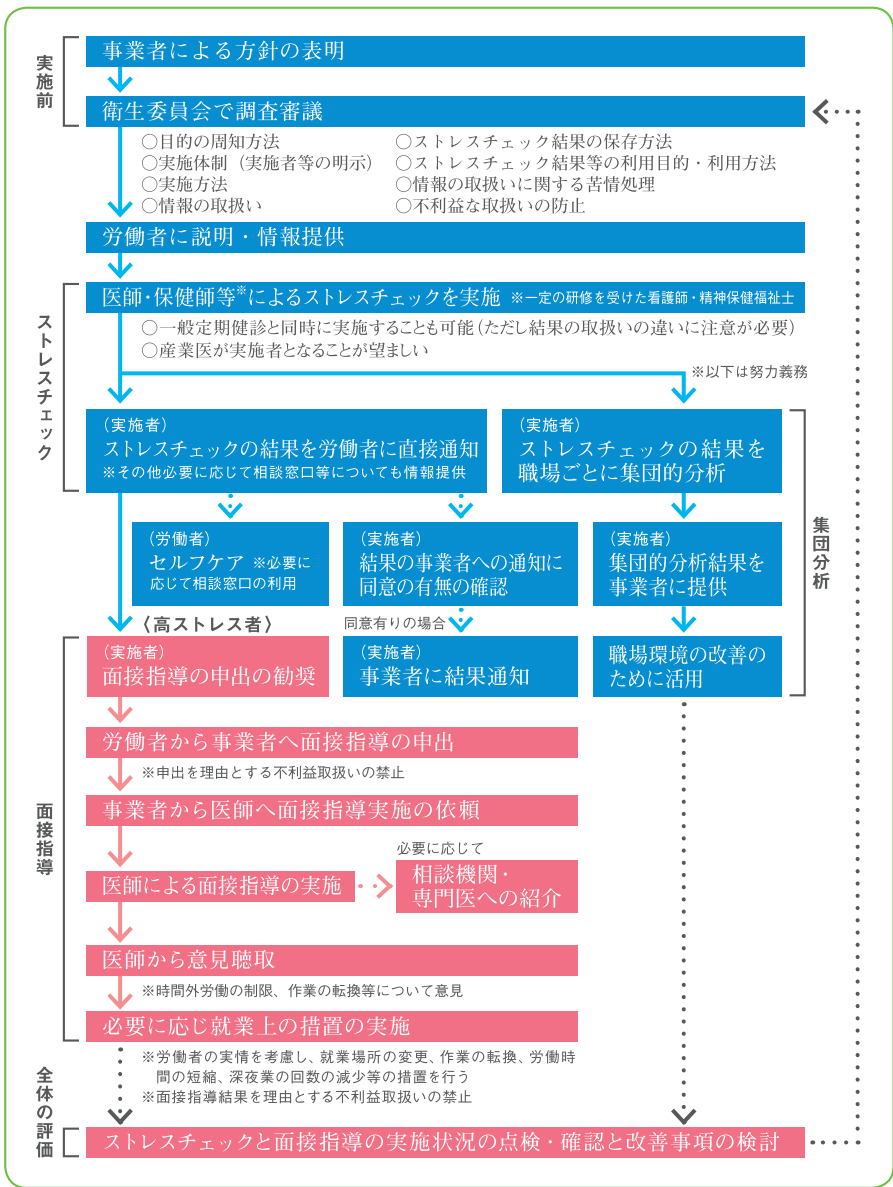
④職場復帰支援プログラム
うつ病等でお休みされている方へ、再発防止を含めた職場復帰プログラムを提供しています（医療保険対応）。職場担当者の方との面談やプログラムのアウトカムの提示等、企業連携を重視したプログラム内容です。この様に、啓蒙活動・教育から実際のメンタルヘルスに関する個人相談までメンタルヘルス対策についても幅広いサービスがあります。しかし、企業様・事業所様のメンタルヘルス対策を効果的に進め、より有意義なものにするためにはいくつかのポイントがあるとされています。

メンタルヘルス対策を効果的に進めるためのポイント

- ①事業所方針を明確にする
事業所のメンタルヘルス対策についての方針を明確にします。方針にはメンタルヘルス対策に取り組む目的や推進事項を記載するのが望ましいです。
- ②中長期計画を立てる
メンタルヘルス対策を根付かせるにはある程度時間がかかります。向こう5年程度の中長期目標を策定し、スタッフで共有できるようにします。
- ③年度目標を立てる
中長期目標に基づいた年度目標を立てます。中長期目標より具体的な内容にし、年度末等に達成度を評価できるようにします。
- ④自社にあったメンタルヘルスシステムを構築する
メンタルヘルス対策として活用できる資源を整備します。事業所の規模や方針により活用する資源は異なります。自社にあった利用しやすいシステムを構築する事が大切です。
- ⑤メンタルヘルスシステムに対してPDCAサイクルをまわし続ける
自社にあった、より効果的なメンタルヘルス対策を行うためには、システムの改善は必須です。目標を立て、評価し、取り組みを改善していく事が求められます。

CMHSでは、これらのポイントを確実に押さえるために、企業様・事業所様にメンタルヘルスに関する

図1：ストレスチェックの進め方



マネジメントシステム（通称メンタルウェルネスマネジメントシステム・MWMシステム）を構築いたします。MWMシステムでは、ストレスチェックの実施、相談体制の構築、職員研修の実施等、メンタルヘルス対策をトータル的にカバーする事が出来ます。そして、メンタルヘルスに関するPDCAサイクルを維持する事で、従業員の皆様と組織を元気にするお手伝いをさせていただきます。MWMシステムはメンタルヘルス対策に関わる1次予防から3次予防の取り組みを含んでいます。

もちろん、CMHSでは、ストレスチェックの実施のみ、職員研修の講師派遣等、サポートでのサービス提供も随時お受けいたしております。

お問い合わせ先

企業メンタルヘルスサポートシステムズ
TEL 029(298)0175（栗田病院内）
Eメール cmhs@yuhokai-kurita.com

「メンタルヘルス対策の進め方が分らない。」「メンタルヘルスが大事なものは分っているが、導入や運用が大変そう。」とお考えの企業様・事業所様へメンタルヘルス対策の実施をCMHSが一括でサポートいたします。まずはお気軽にお問い合わせください。

フォーカス くりた人

訪問看護

作業療法士 高橋功樹

当院で働く、現場職員の声をお伝えします。

法人・部署での役割や活動

私は作業療法士として栗田病院に入社し、今年で6年目になります。入職から5年間は病棟勤務でしたが、今年4月から訪問看護に異動となりました。

訪問看護では、利用者様の実際の生活の場において、地域生活の継続や日常生活の自立、社会参加の向上を目的とした関わりを行なっています。

私の役割は、作業療法士として生活訓練や身体的なりハビリといった職種としての役割もありますが、一番は「ストレングス」の考え方を大事にしながら、利用者様の自己実現を支援する事、また、その視点を部署内に反映させていく事だと思っています。

ストレングスモデルとは、その人が本来持っている「強さ・能力・可能性」に着目して、それを引き出して活用していくという考え方です。支援や治療と聞くどうしても問題点や病気に目を向けがちですが、健康な部分や強み、今できていることに目を向けるほうが、より利用者様が主体的で、その方らしい生活が送れると思うのです。せっかく自分の家や地域で暮らしているのなら、利用者様主体で自分の望む生活を送る事にこそ意味があると考えています。

業務で意識している事

先程のストレングスモデルの話と似たような考えですが、広い視点を持って利用者様の全体像をきち



んと評価するという事を意識しています。以前に病棟勤務だったこともあり、入院中に関わった利用者様に再び訪問看護で関わることもあるのですが、これまで気付けなかった利用者様の新たな一面を数多く見る事が出来ています。入院治療が大事な治療過程の一つであることはもちろんですが、自分が入院中に見ていたのは利用者様の生活や人生のごく一部分であつたと改めて実感しています。

作業療法士を目指したキッカケ

正直、ご期待に応えられるようなキッカケはこれといって持っていません。自分でもなぜ目指したのか忘れかけています…（笑）。

ですが、おそらく単純に楽しくやりのある仕事だと感じたからだだと思います。

高校生の頃ですが、授業で配られた職業辞典のような本の中に書かれていた作業療法士の仕事内容に妙に惹かれたことを覚えています。「運動や絵画、手工芸がリハビリになるなんて楽しそう」と思ったのです。



これからの自分

利用者様の本来の姿を一番身近で見ることができ、目標や困っていることに対してその生活の場でタイムリーに介入できることは訪問看護で働くことの強みだと思います。そして、生活の中での活動や作業の全てを介入の手段として使える作業療法士にとっても、訪問看護はとても働きがいのある環境です。

しかしながら、訪問看護という限られた時間や枠の中で提供できる支援には限界があり、他のサービスと組み合わせる事で包括的な支援が可能であると感じています。訪問に伺って得られた情報をこれまで以上に法人や地域の関係機関と共有することで、利用者様の自己実現の一助になればと思っています。



広報散歩

「相談支援事業所くりの木」
利用者様と社会資源をつなぐ架け橋

今回は平成27年6月に開所した有朋会の新事業所にお邪魔しました。

部署の紹介、法人での役割

蛭田 相談支援事業所くりの木は、栗田病院から歩いて5分ほどのくりくり（グループホーム）という施設の一室に設けられ、病院や施設と非常に連携しやすい場所にあります。

3名の相談支援専門員で構成され、主に障害を持つ方が地域でよりよい生活を送れるように様々なサービスや制度を利用していただく為の計画を作成する業務を行っています。

菅野 「利用者自身が本当に求めているサービスはなにか？」を常に考え、適切なサービスをスムーズに受ける事ができるようお手伝いする事が私たちの大事な役割です。



相談支援の対象となる方

菅谷 精神障害をお持ちの方が対象となるのでご本人様やご家族様はもちろん、他事業所からの問い合わせもあります。

地域としては、事業所のある那珂市を中心に隣接する水戸市、ひたちなか市、日立市、常陸大宮市、常陸太田市、城里町、東海村にお住いの方の相談を受けています。上記の地域以外の方でも有朋会のサービスを利用したいという方から相談をいただくこともあります。

人と人との繋がり

菅野 法人内における他部署間の繋がりも増えましたが、それ以上に法人外の事業所との関わりが非常に多くなりました。利用者様の希望するサービスを全体的にコーディネートしてプランを立てるので、それぞれの事業所の方と連絡を取りながら、利用者様の自己実現に向けて共に取り組む機会が増えました。

菅谷 相談支援の業務は、一つの事業所やサービスの利用を終えても、その方との関わりがなくなるわけではありません。次の新しいサービスを受ける際にも、同じ相談支援専門員が計画を立てるので、一度相談を受けた利用者様とは長いお付き合いをさせてもらう事になります。そのため利用者様本人との繋がりも強く感じています。

どんなところにやりがいを感じますか？

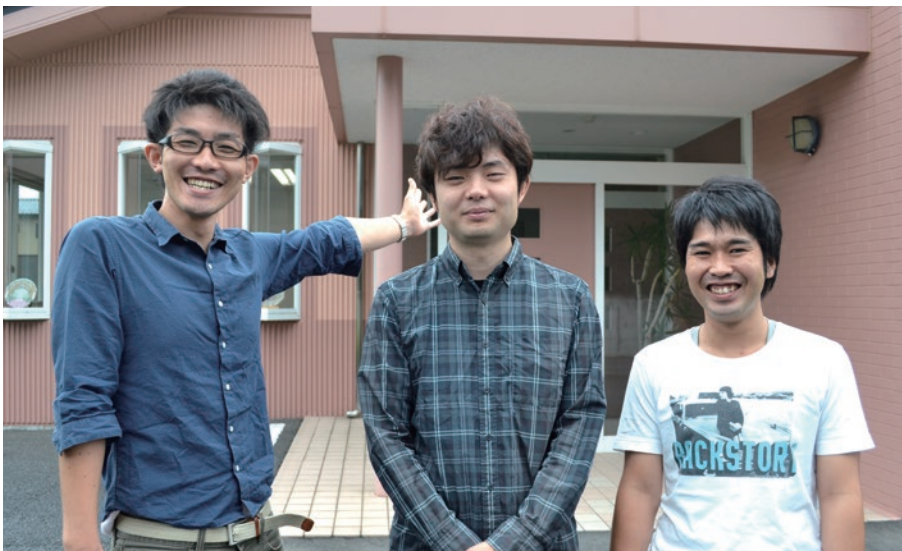
蛭田 利用者様やご家族様から直接感謝の言葉をいただく事が多いので、非常に嬉しくやりがいを感じています。また法人内外を問わずいろいろな方と連携する事が増えたので、幅広い視野や視点で業務に取り組むようになりました。多くの方の考えに刺激を受けて自分の知識にもプラス

になっていく事も大きなやりがいの一つです。

相談支援事業所くりの木からメッセージ

蛭田 今年の6月から始まった事業所なのでまだまだ不慣れなこともあります。一人ひとりの利用者様や協力いただいている機関の皆様に関わって良かったと思っています。ただ、このような事業所を目指していきたいと思っています。

菅野 利用についての相談や質問がありましたら、気軽にお問い合わせください。



相談支援専門員 蛭田良一

相談支援専門員 菅谷文嗣

相談支援専門員 菅野謙治

診療案内

外来担当医一覧表

受付時間 午前 8:00 ~ 11:30 / 午後 11:31 ~ 15:00
診察時間 午前 9:00 開始 / 午後 13:30 開始

	診察室	月	火	水	木	金	土
午 前	1 診	安部	片野	安部	栗田	鈴木	水挽
	2 診	堤	高橋	堤	田口	堀	第3,5週 吉川 第2週 鈴木
	3 診		袖山	木滝	木滝		高橋
	5 診					井出	田口
午 後	1 診	栗田					休診
	2 診		高山			第2,4週 安谷屋	
	3 診		佐藤	竹下		渡辺	
	6 診					井出	

初めての外来受診・入院を希望される方へ

1. 電話で患者様の情報や現在の状況をご相談下さい。
2. 次にケースワーカー（相談員）が詳しい話を伺い、その後ご予約をお取りします。

※現在他病院を受診している、もしくは受診していた場合は紹介状が必要になります。

※当日の状況により、予約内容が変更になる場合がありますので予めご了承ください。

*精神科外来は完全予約制になります。

*当日のご予約は行っておりません。前日までにご予約をお願い致します。

予約電話対応時間 月～土（祝日を除く）9:00～17:00 TEL.029-298-0175

■=内科

関連施設

地域生活支援事業部

障害福祉サービス事業所 自立訓練(生活訓練) ショートステイ

「くりの実」 〒311-0117 茨城県那珂市豊喰505 TEL&FAX.029-295-1834

障害福祉サービス事業所 グループホームくりの木

「第一くりの木」「第二くりの木」 〒311-0117 茨城県那珂市豊喰1152-1 TEL.029-295-7652

「くりくり」 〒311-0117 茨城県那珂市豊喰1152-1 TEL.029-295-7680 FAX.029-295-7681

「くりあん」 〒310-0004 茨城県水戸市青柳町3429-2 TEL.029-231-2280 FAX.029-231-2281

認知症デイサービス

「クリクリ瓜連」 〒319-2103 茨城県那珂市中里1365-7 TEL.029-270-9550 FAX.029-270-9558

「クリクリ住吉」 〒310-0844 茨城県水戸市住吉町20-6 TEL.029-248-1001 FAX.029-248-0215

「クリクリ市毛」 〒312-0033 茨城県ひたちなか市市毛上坪1186-2 TEL.029-275-0262 FAX.029-275-0263

「クリクリ青柳」 〒310-0004 茨城県水戸市青柳町3923-5 TEL.029-231-7066 FAX.029-231-7067

小規模多機能型居宅介護施設・認知症グループホーム

小規模多機能ホーム「クリクリ」・認知症グループホーム「クリクリ」

〒311-0117 茨城県那珂市豊喰140-17 TEL.029-352-0016 FAX.029-298-7750

認知症疾患事業部

アクセスマップ

